

第3章 旅 費

○羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費 に関する条例

昭和 46 年 9 月 25 日条例第 8 号

最終改正 平成 21 年 2 月 24 日条例第 2 号

第1条 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員が職務のため旅行した場合に支給する旅費については、この条例の定めるところによる。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。
- 7 食事料は、水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事由により、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法による。

第4条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）のほか急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

第5条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
- イ 3級以上の職務にある者については、1等の運賃
ロ 2級以下の職務にある者については、2等の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
- イ 3級以上の職務にある者については、上級の運賃
ロ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

第6条 航空賃、車賃の額は、別表の定額による。

第7条 宿泊料の額は、別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第8条 食事料の額は、別表の定額による。

- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

第9条 同一地に滞在する場合における宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算し、滞在日数 15 日をこえる場合はその超過日数につき定額の 2 割、30 日をこえる場合はその超過日数につき定額の 3 割に相当する額を減ずる。

第10条 上級者に随行して旅行する場合には、鉄道賃、船賃、宿泊料及び食事料については、管理者が定めるところにより、当該上級者と同額の旅費を支給する。

第11条 管理者は、この条例の規定により支給する旅費につき、あきらかに調整を要する場合には、必要な調整を加えて支給しなければならない。

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 22 日から適用する。
- 2 この条例中、「1 等」とあるのは日本国有鉄道の場合に限り「グリーン車」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 48 年 12 月 26 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 12 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年 7 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年 3 月 12 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 年 6 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 3 月 8 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成 6 年 3 月 14 日条例第 4 号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 11 月 21 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 4 第 3 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則 (平成 19 年 12 月 21 日条例第 5 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 2 月 24 日条例第 2 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び付則第 3 項から第 6 項までの規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 航空賃、車賃、宿泊料、食事料

区 分	航空賃	車 賃 1 キロメー トルにつき	宿 泊 料 1 泊につき	食 事 料 1 夜につき
一般職給料表(1) 3 級以上の職務にある者	実 費	23 円	13,500 円	1,400 円
一般職給料表(1) 2 級以下の職務にある者 一般職給料表(2)の適用 を受ける者	実 費	23 円	13,500 円	1,200 円